

第 1 回 歯科情報の利活用および標準化普及に関する検討会	参考資料 3
平成 29 年 7 月 19 日(水)	

歯科診療情報の標準化に関する検討会（第 11 回）議事録

日時：平成 29 年 3 月 15 日（水）
15：00～
場所：厚生労働省専用第 20 会議室

○和田課長補佐

ただいまより歯科診療情報の標準化に関する検討会（第 11 回）を開催いたします。委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中をご参集いただき、誠にありがとうございます。

本日は委員全員の皆様に御出席して頂いております。参考人として、日本歯科医師会の小玉剛先生、オブザーバーとして、警察庁刑事局より石田課長補佐、早川課長補佐をお呼びしております。なお、今回の検討会は公開となっておりますが、カメラ撮りについてはここまでとさせていただきます。

それでは、歯科保健課長の田口より、御挨拶申し上げます。

○田口歯科保健課長

歯科保健課長の田口でございます。お忙しい中、本日は本検討会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の検討会でございますが、日本歯科医師会から本年度に実施された実証事業、口腔診査情報コード仕様につきまして、御報告を頂くことになってございます。また、事務局から、来年度に実施を予定している「歯科情報の利活用及び標準化普及事業」の概要と、事業の実施体制について御説明させていただきます。

歯科情報の利活用については、皆様方より幅広い見地から御議論いただきまして、貴重な御意見を賜りますことをお願いいたしまして、簡単ではございますが私からの御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○和田課長補佐

この後の進行は座長にお任せいたします。よろしくお願いいたします。

○住友座長

座長の住友です。今日は冷え込んでおまして、冷え込んだときはまわりの景色を楽しまないで、ダイレクトに目的地に向かうという話の通り、早々に皆様方にお集まりいただきましたが、時間どおりでの開催とさせていただきます。

本日は議題にもありますように、本事業の平成 28 年度の実証事業等の最終会議となります。御活発な御議論を頂きたいと思っております。初めに、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○和田課長補佐

本日の配布物です。まず、議事次第、委員名簿、座席表がございます。続いて資料ですが、右上に資料番号を振っています。まず、参考人から御提出の資料 1「平成 28 年度歯科診療情報の標準化に関する実証事業のまとめ」、資料 2「口腔診査情報標準コード仕様 (Ver.1.0)」です。続いて事務局より提出の資料 3 として、平成 29 年度新規事業である「歯科情報の利活用及び標準化普及事業概要 (案)」、資料 4「歯科情報の利活用及び標準化普及事業実施体制 (案)」があります。さらに、参考資料 1 として、「歯科診療情報の標準化に関する検討会」設置要綱、参考資料 2 として、「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」仕様書、参考資料 3 は、昨年 12 月に行われた「歯科診療情報の標準化に関する検討会 (第 10 回)」の議事録です。乱丁落丁などがありましたら、事務局までお知らせください。

○住友座長

議事に入ります。最初の議題として、事業委託先である日本歯科医師会の小玉剛先生から、今年度の事業のまとめ等について御説明を頂きます。よろしくお願いいたします。

○日本歯科医師会小玉参考人

平成 28 年度に行った実証事業の取りまとめなどについて、御説明申し上げます。資料 1 を御覧ください。この実証事業については、スライド 10 までありまして、右下にそれぞれ番号が振ってあります。

2 枚目のスライドで、本事業開始時期の課題について御説明いたします。マル 1、マル 2、マル 3 とあり、標準化について、保存について、利活用についてということです。本事業については、東日本大震災時の教訓をもとにして、歯科診療情報の標準化及び保存を目的として行われてきました。平成 27 年度の事業については、口腔状態の標準データセットが作成されており、これを基に電子カルテなどから統一された基準に準じた歯科診療情報を、デジタルデータとして出力するために、マル 1 の所の歯科診療情報のデジタル出力、すなわち標準化を行う必要がありました。マル 2 で、また、震災時で歯科医療機関が損壊などした際に、歯科診療情報の保全を図る、標準化された歯科診療情報の保全方法を検討する必要がありました。また、マル 3 で、身元確認を筆頭にして、歯科診療情報の利活用方法を検討する必要もありました。したがって、本事業においては、これらの課題を解決するというを目的に、事業を行ったわけです。

スライド 3 です。これは本事業の概要を示していきまして、上にマル 1 標準化という赤い矢印があり、その横にマル 2 保存という緑の矢印があり、その下に青い矢印でマル 3 利活用と図で示しています。

本事業において、現在ベンダー各社において、異なる歯科診療情報がありますので、それを統一化する基盤となる「口腔診査情報コード仕様」の策定を行いました。これを基にして、ベンダー各社にて、CSV ファイル出力プログラムを開発しました。その後、CSV 形式のファイルを HL7 形式のファイルに変換するコンバータを開発しました。ここまでが標準化に関わる部分です。歯科診療情報の保存や利活用に関しては、その方法やそれらの利点、欠点や課題について検討しています。具体的な内容については、以降のスライドを用いて御説明いたします。

スライド 4 は、歯科診療情報の標準化に関する成果をお示ししています。歯科診療情報の標準化に関する実証事業運営委員会において、「口腔診査情報コード仕様」をまず策定しました。次に、それに基づいた CSV 出力プログラムの開発をベンダー 3 社に依頼し、出力プログラムの開発をしました。さらに、「口腔診査情報 CSV 形式データから HL7 への変換仕様」を策定し、それに基づいたコンバータをベンダーの代表 1 社に依頼し、そのコンバータを開発しました。まだ試作の段階ではありますが、これらにより、電子カルテ等に保存されている歯科診療情報を HL7 形式に変換することが可能になったわけです。

スライド 5 は、歯科診療情報の標準化に関する今後の課題です。CSV 出力プログラムの開発に際しても、口腔診査情報コード仕様の問題点等が明らかになり、細部の修正が行われました。しかし、まだ完全とは言えません。例えば、今後検討が必要な項目としては、同じ歯が複数の属性を持つ場合、また歯の属性がない場合の標準化方法等の開発が必要になっています。さらに、今後、口腔診査情報コード仕様が修正された場合、それに伴う CSV 出力プログラム及びコンバータのそれぞれの修正が必要となってきます。また、ベンダーにより、電子カルテ等の表示形式や対応可能な範囲が異なっていますので、本事業に携わっていない立場のベンダーからの要望に対応する必要が生じてきます。これらの課題に対しては、今年度、残り僅かな時間になりますが、その期間にも来

年度に向けての対応を進めているところです。

スライド6は、歯科診療情報の保存方法を示しています。現在の保存方法としては、変換されたHL7形式のファイルをSS-MIXのフォルダ構造に準じて歯科医療機関内のハードディスク等に保存します。若しくは、これらのデータを歯科医療機関外ストレージ、例えばデータセンタなどに保存することが可能になっております。ただし、医療機関外での保存はあくまでもバックアップとしての利用に限られるということにしております。

スライド7は、歯科診療情報の保存に関する今後の課題です。歯科診療情報管理者、つまり歯科医療機関の院長が災害等により行方不明若しくは亡くなられた際に、その歯科医療機関にある歯科情報をどのように扱うか、つまり歯科診療情報の所有権をどのように担保していくかということが課題となっております。また同じように、閉院するとか、その診療所がなくなってしまうような状況に際しても、歯科診療情報の取扱いをどうするかを整理しておく必要があります。また、大規模震災時に備えて、国や地方公共団体等の一定の機関が歯科診療情報を保存し、身元検索に使用できる仕組みの構築が、利活用で大事なことになってきていますが、これについては法的な整備も含めて、意見を頂きながら考えていく必要があるということです。また、個人情報の保護、特定個人情報の保護も含めて、法律的なところの検討は大変重要になってくるところです。

スライド8は、歯科診療情報の利活用に関しては、身元確認が最も重要であると考えています。本事業で目指すべき身元確認は、警察からの照会に対して、歯科医療機関が個別の対応を行う際、標準化された生前及び死後の歯科情報を用いることにより、身元確認作業の効率化、また迅速化を図ることが大事なことです。これにより、従来の身元確認に要した歯科医師と警察双方のいろいろな時間的な負担等も含めて、その負担を大幅に軽減することが可能になってきます。多数の身元不明者が存在する場合においても、この方法は有効な方法だということは申すまでもありません。

スライド9は、歯科診療情報の利活用の今後の課題です。身元確認に係る利活用に関しては、身元不明者の生前歯科診療情報が入手困難な際の対応を検討しなければならないこと、また、その社会的意義について、国民や医療従事者への理解を図り、その周知がまだまだ十分とはいえない状況ですので、そのための普及啓発を行うということがとても大事になってきます。また、身元確認も含めて、それ以外の利活用を考える際には、国民や医療従事者にとって必要とされる歯科情報や個人情報の取扱いを検討する必要があります。これらに関しては、次年度以降の事業にて詳細に検討を行う必要があると考えています。

スライド10は、次年度以降の事業に対する課題を示しています。今後の課題としては、クロポツで3つあります。厚生労働省標準規格取得に向けた「口腔診査情報コード仕様」を完成させること、身元確認作業を効率化・迅速化するためにその体制を整備すること、事業に対する国民及び医療従事者の理解及び周知を図ること、この3つを挙げております。これらの課題に取り組んでいくことにより、歯科診療情報の標準化、ひいては歯科保健医療の更なる向上につながるものと考えています。以上で報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○住友座長

引き続き、資料2「口腔診査情報標準コード仕様(Ver.1.0)(3月14日版)」に基づいて、玉川委員から説明をお願いいたします。

○玉川委員

先ほど小玉先生から御説明がありましたが、資料2は、いわゆるレセプトコンピュータのメーカーが、自分たちで持っているデータを電子的に出力する、その出力する先の仕様です。この検討会

でも何度か「幕の内弁当」という話をさせていただきましたが、大きな器の幕の内弁当ができたと思われたいと思います。ただ、この幕の内弁当は既存の歯科の標準、レセプトに使われているようなデータ、それから、青木先生が中心になって進められた 26 分類のデータを、ここにこういう形で収納しましょうということが肝になっています。

全体を詳しく説明すると時間がかかりますので、目次を御覧いただけたらと思います。一番上の所に「構成レコード」というのがありまして、情報交換のために、おおよそこのような形のレコードを持つということが書いてありまして、レコード全体の体系です。5に「ユニット」とあります。これは先ほど小玉先生から御説明があったように、歯というのは1つの歯で、分割されていたり、歯根の状況だったり、歯冠の状況だったり、いろいろと細かい部分があるので、それらを含めて記述するにはどのような体系を持てばいいかということが書いてあります。6はその他の、いわゆる健康診断です。学校保健や成人の歯周病検診、高齢者の健診等のデータも収容できるようにしています。ですので、1から6に関しては、この仕様の大まかな部分が書いてあります。

7以降は、それぞれのレコードに対して、どのような内容をどのように書いていくかという、コード化の部分が書いてあります。例えば36ページでは、現在歯、現在口の中にある歯の状態に関しては、1から33の分類で、それぞれコードを振るということです。34以降は予備の領域として設けています。もう少し上位の概念も必要ということになるので、33ページには歯の基本情報というのがあります。ここには、いわゆる学校健診等で使われる DMF に相当するものとして、現在歯、未処置歯、処置歯、欠損歯という大まかな分類が書いてあります。

61ページは、先ほどお話した青木先生がされた26分類の内容で、26分類の内容は4の6のVIの所に、「TF レコード」という名前です。1から33までの枠を取っています。

ということで、歯の基本的な属性をこういう形で、このように表現しようということが、70ページぐらいまでに書いていて、それ以外に矯正治療に関する情報、そのほかの所見を書く欄も、続けてずっと並べています。

154ページからです。目次の最後のほうにあります。WHOの口腔診査情報も受け取れるようにしてありますし、将来のことを考えて、いわゆる画像の情報で、画像そのものを持つとデータが大きいですが、画像から何か特徴点を抽出された場合とか、あるいは画像がどこに格納されているかの URLなどを格納できるようになっています。

ということで、この仕様書は、もともとは MEDIS-DC、医療情報システム開発センターの所に原案があったものですが、それに対して12月に暫定版を作りまして、先ほども御紹介がありましたが、3社のベンダーに実際にこの仕様書が使えるかということでプログラムを作ってもらって、その結果について過不足を修正したものです。3月14日版となっているので、昨日できたところですが、このコード仕様に対して、今度は SS-MIX の医科の標準にデータを格納する場合の変換仕様も同じ時期にできていますので、今回の資料としては付いておりませんが、小玉先生のお話にありましたように、診療所にあるデータを一旦 CSV のプログラムに出力して、それをコンバートして、医科で使われている標準のデータ形式に変換するところまでができたということです。以上です。

○住友座長

今回の実証事業の中では、一番のポイントが、玉川委員に御説明いただいたところです。先ほどの小玉参考人と玉川委員の説明について、質問をお受けいたします。柳川委員から追加発言はございますか。

○柳川委員

ございません。

○住友座長

御意見、御質問をお受けします。いかがでしょうか。

○青木委員

私も WG のメーリングリストに参加しておりまして、話題が多く目を通すのがすごく大変な状況でした。みなさん大変御苦労されて、まだこれから少し直りそうな雰囲気でしたが、昨日出来上がったということで、御苦労様でした。

仕様書はかなり専門的な内容なので、この議論はなかなか検討会でやりにくいところがあると思うのですが、1つは、本当に利活用されていくように工夫が必要かなと思います。ある意味で、メーカーにはこういう部分は絶対にやってくださいとか、最低でもここは実装しましょうといったような、補助的に指導をするというか、お願いをするといったことを、是非とも日歯を中心にやっていただけるとよいのではないかと思います。

私自身は東日本大震災での実務経験から、口腔診査情報が何らかの形で、どのレベルでもいいのですが、保存されていれば、相当程度のインパクトがあるのではないかと確信しております。実務担当を経験した者としては、非常によいものができたのではないかと考えています。

○住友座長

多貝委員から何かございますか。

○多貝委員

私も実証事業のワーキングにも参加させていただいて、実際に CSV に出力するプログラムも開発したわけなのですが、今後、3社だけでなく、広く他の歯科コンピュータ協会のベンダーにも、実装を勧めていかないといけないとは考えているのですが、利活用の姿がはっきり見えてくれば、それだけお勧めしやすくなりますので、来年度以降、いわゆる標準検索ツールと言えるようなものを提供していくという辺りも、事業として考えていきたいと思っています。

○住友座長

今の追加発言に、小玉参考人、玉川委員から何かございましたらお願いします。

○日本歯科医師会小玉参考人

参考人の小玉です。今、青木委員もメールのやり取りで活発な議論をされていたということで、お誉めいただきまして、ありがとうございます。日本歯科医師会も、この事業を受託させていただき、委員会も立ち上げさせていただいて、その中でワーキンググループの皆様、またタスクフォースの日本中のアカデミアの先生方とベンダーが集まって、本当に熱心にやっていただいたことに感謝申し上げます。

○玉川委員

先ほどベンダーにお願いして、実際のプログラムを作っていたという話をしましたが、20症例というか、症例が偏っていますので、もっとたくさんの症例を変換してみて、ここが不具合と

か、ここをこうすべきとか、2つの箇所をチェックが入るのをどちらに書くとか、そういう仕様書の記入ポイントみたいなものを今後追加していく必要があると思っています。

○住友座長

これは本日初めてここでオープンしたので、これを見ているうちにいろいろな問題点が出てくるという意味ですね。まだ完成度は高くないけれども、先ほど小玉参考人のスライド10で「厚生労働省標準規格取得に向け、口腔診査情報コード仕様を完成させること」という、これからの事業が入っていますが、私の個人的な印象では、これはすごく可能性があるのではないかと思います。

こういう形でまとめていただいたということですが、小室委員から何かございますか。

○小室委員

この事業は、データベース化したものを身元確認に使うとすればですが、その際には、各診療所等でデータベース化したものについて、歯科医師が検索する場合にはさほど問題はないということは前回にも申し上げています。その延長線上で、将来的には様々な事案についても警察サイドで照会できるようになれば、もっと便利になることは確かなわけですので、そのときには、関口委員もおっしゃっていましたが法的な整備が要するというのはそのとおりです。その場合、どの程度の障壁があるのか、どういう形で進めていけば円滑に法整備ができるかということは、日本歯科医師会やこの検討会として、政府に対してどのように提言することができるのかということだと思っています。

○住友座長

議事の中で、平成29年度以降の話については事務局からの説明があるので、それを聞いてから答えていただくのが良いですね。小室委員に対するお答えも入っているので。

小室委員の御発言に対して、玉川委員から今、お答えしておくことはありますか。

○玉川委員

1 診療所の中にこういう形で情報があつた場合、診療所の中で全文検索をするというツールは、WINDOWSにせよMACにせよ、OSレベルで備えていますので、そこを検索しに行く例はそれほど困難ではないと思います。

法的な壁というのは、それを外に持ち出して、有事のときに誰がそのデータをどのような手順で見に行くかの部分だと思っていますので、そこを検討する必要がありますし、小室委員が言われたように、法律を作る側に要望を出していく必要があると考えております。

○住友座長

資料3、資料4で説明があると思いますので、小室委員にはそのときにまた御意見を頂ければと思います。工藤委員から何かございますか。

○工藤委員

これからも修正されていかれるということなのですが、実際に検索するにはこんなに大きなデータは要らないので、ある程度見切り発車でも実践装備ということを考えていただければ、こちらとしては有り難いと思います。先ほど多貝委員がおっしゃられたように、形のあるものを見据えれば随分進み方も変わってくるのかなと思っていますので、それも一言伝えていただきたいと思っています。

○住友座長

実践対応のお話なのですが、玉川委員、それはどのように考えていますか。

○玉川委員

このデータを各個人で全て出力するのではなく、レセプトの中に持っているデータを出そうと思うと、受皿としてこれだけのものが必要という意味で、実践的には、レセプトメーカーがデータをコンバートする部分さえお作りいただくと、各個人で数行のデータになる場合もありますし、履歴の長い通院の患者だと長いデータになりますので、その辺りは、それほど大きな問題ではないと思っております。

○住友座長

表現が適切かどうか分からないのですが、幕の内弁当の中の仕切りを取ったり、または各仕切りから少しずつピックアップするとか、そういうことが可能であるという。

○玉川委員

そのとおりです。

○工藤委員

多分、実際には、そのソフトがレセコンに実装されると思います。レセコンの CPU というのですか、メモリと CPU で、それに速度が結構左右されると思います。検索ソフトを入れた場合に、実際に動くことが可能なのかということです。というのは、青木先生のデンタルファインダーは素晴らしいのですが、ハイスペックのものでないとそこもすごく時間が掛かってしまうものですから、実際にやるとすればデータの量はたいしたことはないのですが、動かすソフトが軽くなければ、多分、使いづらい可能性が出てくる。

もう 1 つは、3 社のベンダーは乗れると思うのですが、それ以外のベンダーはデータをどこに格納するのかという問題も出てくると思いますので、それについても少し御議論の中に入れていただければと思います。

○玉川委員

そのとおりで、スペックが高いマシンほど速く検索ができると思います。3 社以外のベンダーについては、どのような形でデータを置くのかですが、今回、資料は付いておりませんが、SS-MIX の形になると、フォルダがここにあるって、こういう順番で付けていきますというルールが決まっておりますので、それがあれば、それほど検索そのものは難しくないと思っています。

○住友座長

ほかにもどなたか御意見はございますか。それでは、来年度事業について、資料 3、4 に基づいて事務局より説明をお願いします。

○綿本専門官

資料 3 を御覧ください。平成 25 年度から平成 28 年度まで歯科診療情報の標準化に関する実証事業を行い、先ほど小玉先生の御報告にありましたように、1 マル、2 マル、3 マル、4 マルの内

容、すなわち「口腔診査情報コード仕様」の策定、レセコン用プログラムの開発、保存方法及び利活用方法の検討が行われました。

これらを踏まえて、この事業の実用化に向けた発展的な展開を行うために、「歯科情報の利活用及び標準化普及事業」を来年度から行う予定にしております。予算に関しては、まだ国会会期中ですので、あくまでも案ですが、ここに示すとおりとなっております。平成 29 年度事業は、大きな目的として、1 マル、2 マルに書いてある「歯科情報の標準化普及事業」と「標準化歯科情報の利活用」を掲げております。

1 マルに関しては、今行っている事業の未完了部分を実施するとともに、モデル地区において口腔診査情報コード仕様に準拠した電子カルテ等のモニタリング等を行い、使用に際した問題点を抽出し、使用実績を積み重ね、コード仕様を完成させるためのモデル事業を行います。2 マルに関しては、歯科医療機関における身元確認作業の効率化や迅速化を行うための体制を整備することと、国民や医療従事者にとって歯科情報の有益な利活用方法の検討を行うことを目的としております。この事業に関しては、平成 31 年度までの 3 か年計画を予定しておりますが、あくまでここに書いてあるものは想像の域なので、必ずしもこのように進むとは限りませんが、平成 31 年度には、先ほどご報告にもありました厚生労働省の標準規格を取得できる目途が付くぐらいまでには、事業を持っていきたいと思っております。

次に、事業の実施体制です。資料 4 を御覧ください。実施体制としては、「歯科情報の利活用及び標準化普及に関する検討会」という会議体を本検討会の後継会議体として設置し、庶務に関しては同じように医政局歯科保健課が担当いたします。委員に関しては、今の委員の先生方に引き続きお願いする予定です。この会議体の下に「歯科情報の利活用に関する WG」を設置して、今までのご議論の中では、身元確認とそれ以外の利活用は少し検討の方向性が違うということがありました。したがって、厚生労働省の中で、身元確認以外の歯科情報の利活用に関する部分の必要性や、どのような情報が国民や医療従事者にとって本当に必要なのかというところの結論を出したいと考えております。会議にお呼びする有識者の方々は、今までのメンバーとは少し異なり、医学、看護学、患者代表、法律家、情報技術の専門家等をお呼びして、その方々から、どのような情報が必要なのか、情報を流通させるにはどのようにしたらいいのかということ議論していきたいと考えております。

一方、身元確認に関しては、事業受託者を公募して、その中で、現在、日本歯科医師会が行っていらっしゃるような体制の実行委員会と WG を設けて、身元確認作業の効率化・迅速化に関わる部分と、口腔診査情報コード仕様の完成及び標準規格取得に関わる部分を担っていただくということになります。もちろん、効率化・迅速化には、生前の歯科情報を有する歯科医療機関の歯科情報や死後情報を有する警察の歯科情報の標準化を行い、先ほどのお話にもありましたように、身元検索を容易にできるアプリケーションの開発等を行っていただきます。「口腔診査情報コード仕様」の完成に関しては、モデル地区等を設定して「口腔診査情報コード仕様」に準拠した電子カルテ等を配備して、モニタリングを行って検証を進めていきます。その中で、実際、身元確認等に必要なる事案が出た際には、アプリケーション等を使って、そういうものを調べていくということも想定して行っていきたいと思っております。事務局からは以上です。

○住友座長

2 つの考えを持って話します。資料 3 ですが、平成 25 年度から平成 28 年度までに診療情報の標準化に関する実証事業で上がった成果の、これがいわゆるまとめということになります。ですから、マル 1、マル 2、マル 3、マル 4 をこの実証事業での成果として発表することになります。

先ほどお話があった平成 29 年度、30 年度、31 年度は、また変更もあるということですが、私の理解では、資料 4 ですが、親会議に相当する今の検討会を「歯科情報の利活用及び標準化普及に関する検討会」という名称で新たに立ち上げる。そして、その内容を 2 つに分ける、「歯科情報の利活用に関する WG」と、「歯科情報の標準化に関する WG」、こういう形で事業を行っていき、そのまとめの部分は親会で行うということですが。

どなたにお聞きすればいいのか分かりませんが、小玉参考人の発表の中のスライド 10 の、次期事業への主な課題に、「身元確認作業を効率化・迅速化するための法的問題を含めた体制を整備すること」、小室委員の質問にもありましたが、これは両方にわたっているものだという理解もあるのですが、どこでどのように検討してつなげていく予定なのか、これは事務局で考えがあればお願いしたいと思います。以上です。

○綿本専門官

身元確認に関しては、歯科情報の標準化に関する WG すなわち事業受託者において行っていた形になります。歯科情報の利活用に関する WG に関しては、身元確認というよりは、医療連携等に関わるような情報の検討になると思いますので、そちらに関しては、その情報をいろいろな所に回していくというか、個人情報や医療 ITC 等で流通させていくというのは、議論がまだまだ進んでいないところなので、標準コード仕様の中で、将来的にそれを拾えるような形にできればいいのではないかと考えております。

○住友座長

非常に単純には、この利活用の WG には「法律家等」という形で法律を入れているわけです。情報の標準化に関するほうには、今のところ直接的にそういう書き込みがないわけですが、むしろ、利活用のほうは少しペースが遅くなるという言い方なのではないでしょうか、でも、やはりこれは両方に関わるものではないかと思うので、ここのジョイントをどのように考えるのかということをしこここで検討しておく必要があるかと、関口先生、いかがでしょうか。この資料 4 を見てから考えたことなのですが。

○関口委員

標準化そのものはともかくとして、こちらの来年度以降の予定で、標準化の普及事業実行委員会、標準化に関する WG で、もし身元確認の広域的なやり方を検討するとか、データベース化に関連するお話も出てくるのだとすれば、そちらのほうも法的問題はここで議論してきたとおり、あるのだろうと思っています。もちろん、利活用のほうも個人情報の問題は絡んできますが、それは今までここではそれほど議論していなかったです。

○住友座長

していなかったですね。

○柳川委員

座長がおっしゃったように、法整備については、まだいまだに漠として、必要そうだという議論です。今の御指摘も踏まえて、右側の標準化に関する WG のほうにも法律の専門家にお入りいただいて、なおかつ、そこで議論する内容に「必要な法整備の検討」などを含めて、記載していただきたいということが一つあります。

もう1つは、先ほど綿本専門官からお話があった中で、平成31年から3か年くらいの間には厚生労働省の標準規格の取得ということでしたが、これは、あくまでも案だと思えます。いろいろなベンダーで実装が進む、それを後押しするという意味では、これは少しでも早いほうがいいということですので、平成29年度でも平成30年度でも早く取得するのがいいのではないかと思います。

○住友座長

ありがとうございました。小室委員、先ほどの御質問に追加と言いますか、また、改めてあれば、若しくは今の御意見で御理解されたとすれば、それでよろしいですか。

○小室委員

法整備といっても2通りあると思えます。新たな法律を作るとなったら結構大変なんでしょうけれど、既存の法律の中に条文として入れ込むという形式で進めますと比較的作業しやすいのかどうかも含めて、こういう問題はクリアにしておいたほうがいいと思えます。早急に着手していただければ有り難いと思えます。

○住友座長

確かに大変な問題ですが、法的な根拠がないと動きにくいというか、それはあり得る。やはり柳川委員がおっしゃったような形で、こちらもちろん改めて、また、こちらサイドでも御議論を行っていただきたいという希望があります。

平成29年度以降の事業について、ほかに何か御意見ございましたらお願いいたします。

○柳川委員

今の話の続きですが、左側の利活用に関するWGも、法的な問題は当然必要だという話がありましたが、それ以外にも、今は雨後の竹の子のようというか、相当いろいろな分野で医療情報に拘る会議がたくさん立ち上がって動いておりますので、そこでの連携を厚労省は是非意識して運営していただきたいということがあります。

それから、青木先生に伺います。このように大変な作業をお願いして、その前段として新潟でやりになった26の標準プロファイル、なおかつ、その後の標準的なデータセットまでいって、これで標準化は一定程度めどが付いたと思えます。身元確認について、今回の仕様で照合解析の方も進むようなものと評価してよろしいのでしょうか。その辺りを教えていただきたいと思えます。

○青木委員

情報がきちんとこういう分解能であれば問題ありません。いつも議論になるのですが、身元確認のときに「検索」をしますという話と「鑑定」をしますという話があります。当然、データが失われてしまうと、歯科医師の専門の方や法歯学の先生方に見ていただいても、「鑑定」ができなくなってしまいます。やはり、ある程度、情報量がたくさんあったほうが、最終的な「鑑定」まで進むという意味で、今回の「幕の内弁当」の情報量は非常に大事だと思えます。

もう1つは、「検索」の話についてです。もちろん、分野としては、生体認証のアイデンティフィケーション、つまり、検索を行って御遺体がこの候補者なのではないかとできるだけ可能性を拾い上げていくという生体認証の技術になります。こちらの研究は非常に進んでいて、先ほど、工藤先生から私たちのデンタルファインダーはかなり高機能だということをおっしゃっておられたのですが、我々の研究の分野でいうとそれほど高機能というわけでもありません。「検索」は、私た

ちがお手伝いをして、よいものができるのではないか。つまり、ノートパソコンぐらいでも動くようなものは、すぐにでも可能です。そのときに、きちんとした「幕の内弁当」の詳細な情報がありますので、その情報を少し圧縮して高速に検索するという事は可能です。ですから、正直申し上げて、技術的には、この標準でよいのだと思います。玉川先生も私も技術的な部分はもう問題ないという認識です。

むしろ、柳川先生がおっしゃったように、先ほどの資料の左側の歯科情報の利活用に関するWGについては、医科ではもう対応するものがいろいろ動いていて、歯科でもほぼ構造は同じだと思うのです。「地域医療連携」に使うのか「地域包括ケア」に使うのかとか、いろいろなことがあると思いますが、こちら側の構造は医科と同じです。むしろ、歯科の情報をきちんと医科に打ち込んでいく、きちんと歯科のプレゼンスを出していくということの方が大事で、特別にここだけで何かいろいろな法律をとるよりは。一方、どちらかという右側は今までにない話なので、未踏のところで、法律も検討していかなければならないということはあると思います。そういう意味では、おっしゃるように右側に法律的なところの専門の方に入っていただくのは非常に大事だと思います。

最後にもう1点申し上げますと、そうしたら右側のほうは法律的検討がクリアされるまで何も意味がないか、この「幕の内弁当」の情報が全く役に立たないかということではなくて、例えば、あらかじめ大規模に集めて検索をするということであれば、それは従来どおりの用い方はできます。歯科医院なり、ベンダー・業者のデータセンタに決まった形でバックアップされていれば、有事には、有事の法律のやり方で、警察が取り寄せて検索を行うということは普通にできるということで、意味はあるかと思えます。

○住友座長

先ほど青木委員がおっしゃったように実践する、実践するのが幸せなのかどうかというのは、また別の話なのですが、そういう実際に適用してみるという話。もう1つは、綿本専門官にお願いしたいのですが、説明があったのかもしれないのですが、モデル地区の話が左下に書いてある。こういうところでシミュレーション的というか、実践前の何かをやろうという、計画なのですか、ここをもう一度お願いします。説明していただいたのでしょうか。聞き漏らしたような気がします。

○綿本専門官

1点目のモデル事業の想定として、今作り上げたプログラムがありますので、そこでモニタリングという形でまず使っていただきます。使っていただくことによって修正点等が出てくると思いますので、「口腔診査情報コード仕様」やプログラムを修正していただきます。2点目として、厚生労働の標準規格取得の際に、ある程度の実績が必要になってくる、すなわち使用実績を積んでいただくことです。

3点目は、不幸にも身元不明遺体が上がった際に、警察からの情報を、歯科医院の中でソフトを使っていただいて、迅速に検索していただくという、モデルケース的なものを想定しています。これに関しては全く予想がつかないので、希望的な想定としてとしております。このような点を踏まえて、モデル地区で事業を行って頂きたいと考えております。

○住友座長

今の事務局からの説明に対して、何か御意見はございますか、希望でもいいですが。先ほど決を採っておけばよかったのかもしれないですが、平成25年度から平成28年度の成果が1~4までありますが、これをもって実証事業の成果として公表する、若しくは、これに加えるものがあるとす

れば御意見を頂ければいいのですが、いかがでしょうか。このまとめ、成果をもってよしとするか、若しくは、何か追加や表現の変更があるのか、いかがでしょうか。これに関して、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○住友座長

まとめ方に関しては、座長一任としていただければと思います。これからの事業ですが、あくまでも事業計画なので変更があるかもしれませんが、こういう形で新しい検討会を立ち上げ、メンバー的にはほぼ同じだと今お話があったと思いますが、WGは大きく2つに分けて今後検討していく、そのジョイントをこの親検討会でやって話を進めていくという体制。平成29、30、31年度の計画について何か御希望等がありましたらお願いいたします。

これはどのように考えるのでしょうか。平成29年度から31年度の変更は、先ほど言った新たな標準化普及に関する検討会が継続して行って、そこで事業をその年ごとに見直すという流れでよろしいですか。

○綿本専門官

そうです。今までと同じように、事業開始時の事業承認と、事業終了時の報告を受けての来年度以降の事業の見直し、若しくは提案等というところで考えております。今までは3回やっておりましたが、中間報告をせずに最初と最後だけ行う形で、この検討会の体制を考えております。

○住友座長

非常に重要なところなのですが、資料3の右上に平成29年度予算案額と書いてありますが、これは928万円ですか。これは新規で、これが一応平成30年度、平成31年度、額は別として、継続してもらおうということで進めていくという理解でいいですか。

○綿本専門官

事業の進捗によっては増やしていきたいと思っておりますが、その点に関しては私からは「頑張ります」ということ以外は申し上げられないので、少なくとも、3年間は死守してこの予算を守りたいと思います。

○住友座長

そこが一番重要なところなのだと思いますので、お願いしておきます。ほかに何か御意見がありましたらお受けいたします。

○青木委員

1つだけ、各省庁でも、また、我々の大学からも内閣府総合科学技術・イノベーション会議の議員が出ておりますが、今、AI、IoT、サイバーセキュリティ、ビッグデータは、国家の戦略になっておりますので、是非頑張ってください。歯科の領域では、今回の標準化が、そういうものに対応して発展していくのだと思いますので、どうぞ頑張ってください。

○住友座長

売りのところですね。

○青木委員

そうですね。

○住友座長

よろしく願いいたします。本日の議論を踏まえて、事業の取りまとめ、次年度以降の方針は、座長一任とさせていただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○住友座長

それでは、この辺りで議論は終了いたしますが、オブザーバーの皆さんから何か御質問、御意見がございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

○警察庁刑事局犯罪鑑識官付石田課長補佐

警察庁は特にありません。

○住友座長

ありがとうございました。それでは、ほかの委員の方々からの御発言がなければ、事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いします。

○和田課長補佐

本日は御審議を頂きありがとうございました。先ほど事務局からも説明いたしましたが、「歯科診療情報の標準化に関する検討会」は今回で終了となりますが、平成29年度も名称を変更し引き続き検討会を開催する予定です。したがって、次回の検討会は、おおよそ5~6月頃を目途として開催を予定しております。また、日程調整、委員の就任については、改めて御相談、御連絡をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○住友座長

これをもちまして、平成28年度歯科診療情報の標準化に関する実証事業のまとめということでの会議は、平成25年から28年までは一旦これで終わりということですが、皆様方、長い間ありがとうございました。次回の検討会等については、新メンバーという形で、5月か6月に第1回を開催するという認識です。また、委員になっていただく方がいると思いますが、引き続きこの事業の継続、発展をよろしく願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。これにて閉会いたします。